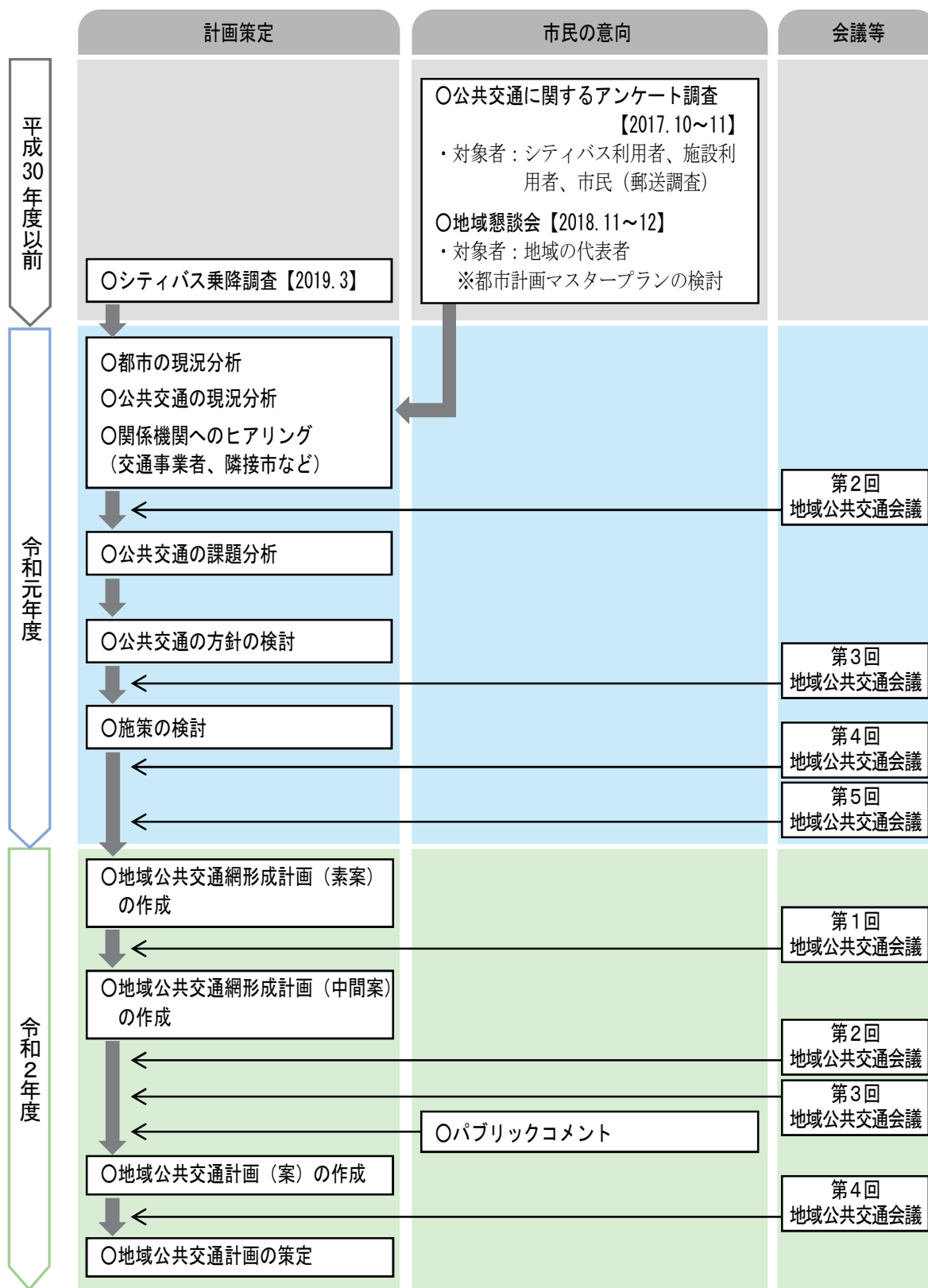


# 付属資料

## 1. 策定経緯



■地域公共交通会議等の概要

	実施日	会議等	内容
令和元年度	7月25日	第2回地域公共交通会議	春日井市地域公共交通網形成計画の概要
	10月21日	第3回地域公共交通会議	春日井市の公共交通の課題と基本的な方針(案)
	12月26日 (書面審議依頼日) 1月15日 (議決日)	第4回地域公共交通会議 (書面決議)	地域公共交通確保維持改善事業の自己評価
	2月6日	第5回地域公共交通会議	施策案
令和2年度	6月12日 (書面審議依頼日) 7月20日 (議決日)	第1回地域公共交通会議 (書面決議)	春日井市地域公共交通網形成計画(素案)
	7月20日	第2回地域公共交通会議	春日井市地域公共交通網形成計画(中間案)
	8月7日 (書面審議依頼日) 9月10日 (議決日)	第3回地域公共交通会議 (書面決議)	春日井市地域公共交通網形成計画(中間案)
	8月25日～ 9月24日	パブリックコメント	春日井市地域公共交通網形成計画(中間案)
	10月19日	第4回地域公共交通会議	春日井市地域公共交通計画(案)

## 2. 春日井市地域公共交通会議の概要

### ■春日井市地域公共交通会議設置規則

平成 27 年 3 月 20 日  
規則第 9 号

#### (趣旨)

第 1 条 この規則は、春日井市附属機関設置条例(平成 27 年春日井市条例第 2 号)第 4 条の規定に基づき、春日井市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事務)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する事項
- (2) 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)に規定する地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平 31 規則 4・一部改正)

#### (委員)

第 3 条 交通会議の委員は、市長のほか次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体を代表する者
- (2) 市民又は利用者を代表する者
- (3) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を代表する者
- (5) 愛知県道路管理者
- (6) 春日井市道路管理者
- (7) 愛知県春日井警察署を代表する者
- (8) 公共交通に関する学識を有する者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(平 31 規則 4・一部改正)

#### (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (臨時委員)

第 5 条 交通会議に、特別の事項を協議するため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は当該特別の事項に関する協議が終了したとき、解任されるものとする。

**(会長)**

第6条 交通会議に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

**(会議)**

第7条 交通会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 交通会議は、委員(協議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。)の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、会長が適当と認めるときは、会議を開催することなく、書面による議決を行うことができる。

**(参考人の出席)**

第8条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

**(庶務)**

第9条 交通会議の庶務は、まちづくり推進部都市政策課において処理する。

(平30規則1・一部改正)

**(委任)**

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

**附 則**

**(施行期日)**

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 この規則の施行の際、現に委員又は臨時委員に委嘱されている者は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)に第3条の規定により委員又は臨時委員に委嘱された者とみなす。この場合において、当該委嘱された者とみなされる委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、施行日における委員の任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この規則の施行の際、現に交通会議の会長の職にある者は、施行日に第6条第1項に定める交通会議の会長として定められた者とみなす。

**附 則(平成30年規則第1号)抄**

**(施行期日)**

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則(平成31年規則第4号)**

この規則は、公布の日から施行する。

■春日井市地域公共交通会議委員一覧

	役職	氏名	任期
委員	中部大学 工学部都市建設工学科教授	磯部 友彦	
委員	春日井市長	伊藤 太	
委員	名鉄バス株式会社 営業本部運行部運行課長	吉岡 実	
委員	近鉄東美タクシー株式会社 春日井営業所長	相川 敏行	
委員	公益社団法人愛知県バス協会 専務理事	小林 裕之	
委員	愛知県タクシー協会 春日井支部長	奥村 薫績	
委員	高蔵寺ニュータウンセンター開発株式会社 取締役	裏見 敏郎	
委員	春日井市区長町内会長連合会 理事	足立 弘之	～令和元年第5回
		吉田 和敬	令和2年第1回～
委員	春日井市民生委員児童委員協議会 委員	馬上 貴美子	～令和元年第3回
		小川 寛	令和元年第4回～
委員	春日井市老人クラブ連合会 副会長	金田 辰男	
委員	春日井商工会議所 副会頭	木野瀬 吉孝	
委員	社会福祉法人春日井市社会福祉協議会 会長	黒田 龍嗣	
委員	春日井市婦人会協議会 書記	伊藤 月美	
委員	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局 首席運輸企画専門官	上井 久仁彦	
委員	愛知県交通運輸産業労働組合協議会 幹事	熊谷 浩明	～令和2年第3回
		高木 数馬	令和2年第4回～
委員	愛知県尾張建設事務所 維持管理課長	安井 文規	～令和元年第5回
		増岡 浩仁	令和2年第1回～
委員	愛知県春日井警察署 交通課長	馬場 信幸	～令和元年第5回
		前田 健策	令和2年第1回～
委員	愛知県都市整備局 交通対策課主幹	渡邊 重之	～令和元年第5回
	愛知県都市整備局 交通対策課担当課長	澤木 徹	令和2年第1回～
委員	春日井市 建設部道路課長	苅谷 健生	

### 3. 市民意見公募（パブリックコメント）

(1) 募集案内

広報（2020年（令和2年）8月15日号）及び市ホームページ

(2) 募集期間

2020年（令和2年）8月25日から9月24日まで

(3) 公表方法

「春日井市地域公共交通網形成計画（中間案）」を市の各施設（都市政策課、市役所情報コーナー、東部市民センター、坂下出張所、各ふれあいセンター、各公民館）に設置するとともに、市ホームページに掲載

(4) 募集方法

郵送、ファクス、電子メールもしくは持参による提出

(5) 募集結果

3名5件

【意見内訳】

意見の分類	件数
全体的な意見	2件
公共交通の現況（第4章）	2件
施策・実施主体（第8章）	1件
合計	5件

## 4. 用語説明

語句		説明	掲載ページ
あ行	I C T	Information and Communication Technology の略。情報通信技術のことで、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語。	113
	移動等円滑化の促進に関する基本方針	「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、高齢者や障がい者などの移動上または施設の利用上の利便性及び安全性の向上を、総合的かつ計画的に推進していくため、基本的な方針として国が定めたもの。	33, 95
	運転免許自主返納者カード（春日井市）	75歳未満の市民で、免許証を自主返納した方を対象とし、申請に応じて交付されるカードで、かすがいシテイバス利用時に提示することで運賃割引を受けることができる。	38, 74
	A I オンデマンド乗合サービス	A I を活用することで、効率的に配車等が行われる乗合サービス（乗合タクシー）。	108, 114
	OD調査	バス利用者の乗車バス停と降車バス停を把握する調査のこと。出発地（Origin）と目的地（Destination）の頭文字で表現したもの。	50
	オンデマンド交通	利用者が電話や情報端末から予約を行うことで、停留所やエリア内の希望の場所に乗り物を呼び寄せる交通システムのこと。	9, 10, 11, 105, 106
か行	介護タクシー	車いすやストレッチャーのまま乗車できる車両や、介護士関連の資格を有する運転手などにより、要介護の人や体が不自由な人の乗降介助を行うタクシー。	67, 90
	キスアンドライド	自宅から最寄駅またはバス停まで自動車等で送り迎えをしてもらい、鉄道やバス等を利用して目的地に向かうこと。	11
	居住誘導区域	一定のエリアで人口密度を維持することで、居住者の生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域として立地適正化計画において定められる区域。	5, 6
	公共交通の人口カバー率	総人口に対して、鉄道やバス停の利用圏域に居住する人口の割合。本市では、鉄道駅から800mもしくはバス停から300mの範囲に含まれている範囲としている。	9, 94, 95, 96, 100

語句		説明	掲載ページ
	高齢者カード (春日井市)	75歳以上の市民を対象に配付されるカードで、かすがいシティバス利用時に提示することで運賃割引を受けることができる。	38, 50, 74
	心のバリアフリー	障がいの有無や年齢に関わらず、全ての人々が偏見や差別をすること無く、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。	111
さ行	シームレス	乗継ぎ等の交通機関間の「継ぎ目」や交通ターミナル内の歩行や乗降に際しての「継ぎ目」がなく、出発地から目的地まで円滑に移動できること。バリアフリー対策や接続ダイヤの設定、乗継ぎ運賃割引等。	100, 113, 114
	すりつけ勾配	歩道の段差を解消するために一定の長さで、ゆるやかに変化させた部分。	41, 89
た行	代表交通手段	1度の移動でいくつかの交通手段を乗り継いだ場合の代表的な交通手段。優先順位は、鉄道、バス、自動車、二輪車、徒歩の順。	27, 45, 49
	地域公共交通会議	地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様や運賃等に関する事項について協議するために、市町村長又は都道府県知事が設置・主宰する会議。	102, 107, 115, 117, 118, 119, 121
	中京都市圏パーソントリップ調査	岐阜県、愛知県、三重県の96市町村の約45万世帯の5歳以上の方を対象とし、「出発地・目的地」「移動時刻」「目的」「利用手段」など、1日の外出行動を把握する調査。1971年(昭和46年)以降10年毎に実施されており、最新の調査は2011年(平成23年)に実施された第5回調査。	26, 27, 29, 30, 45, 46, 49
	東部丘陵	小牧市や本市などを経て、豊田市・瀬戸市境に続く、濃尾平野東側にある丘陵地。	16
	都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点などに誘導し集約することにより、サービス効率化が図られるように定める区域として立地適正化計画において定められる区域。	5, 6, 64, 89, 102
	土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図るため、地権者から土地を提供(減歩)してもらい、この土地を道路・公園などの公共用地に充てる他、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業。	6, 16, 19, 23, 101, 104
	トリップ	パーソントリップ調査において、人がある目的をもって「ある地点」から「ある地点」に移動するときの1回の動きをいう。移動の目的が変わるごとに1つのトリップと数え、1回の移動でいくつかの交通手段を乗り継いだ場合でも1トリップとなる。	26, 29, 30, 45, 46, 49



語句		説明	掲載ページ
な行	ネーミングライツ	公共施設などに名称を付与する権利（命名権）及びこれに付帯する諸権利など。	113
	ノーカーデー	ある1日において、自家用車の利用を控え、公共交通や自転車、徒歩に代替する取組み。愛知県においても、「エコモビリティライフ」としてこの活動を実施している。	111
は行	パークアンドライド	自家用車で最寄駅またはバス停まで行き、鉄道やバス等により乗り換えて目的地に向かうこと。	11
	P D C A サイクル	Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するためのマネジメントシステム。	115
	標準的な静的バス情報フォーマット（G T F S - J P）	バス事業者と経路検索等の情報利用者との情報の受渡しのための共通フォーマットである「標準的なバス情報フォーマット」のうち、停留所、路線、便、時刻表、運賃などの情報から成る静的なデータフォーマット。	112
	福祉有償運送	自家用有償旅客運送の1つで、N P O 法人等が要介護者や身体障がい者等の会員に対し、乗車定員11人未満の自動車を使用して行う個別輸送サービス。	67, 90, 92, 98, 99
ま行	M a a S	Mobility as a Service の略。I C T を活用してマイカー以外のすべての交通手段による移動を、1つのサービスとしてとらえ、継ぎ目なくつなぐ新たな「移動」の概念。	12, 13, 113
	マタニティカード（春日井市）	妊娠している市民を対象に、母子健康手帳交付時や妊婦健康診査受診票の差し替え時に配付されるカードで、かすがいシティバス利用時に提示することで運賃割引を受けることができる。	38, 50, 74
	モビリティ・ブレン ド	既存交通手段や新たなモビリティサービスなど、様々な選択肢の中から自分の好みに合わせて交通手段や提供者・同行者を選ぶことができる仕組み。	12, 68
	モビリティ・マネジ メント	当該の地域や都市を、「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に（＝かしく）利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取組み。	79, 111
や行	誘導施設	都市の中心拠点などに誘導し集約することが望まれる医療・福祉・商業等の都市機能をもった施設として立地適正化計画において定められる施設。	102
ら行	ラストマイル	公共交通のその先、駅・バス停から自宅等の目的地までのこと。	13, 68, 90, 97, 106, 108, 114





# 春日井市地域公共交通計画

[ 地域公共交通網形成計画 ]

2021年1月